

# 沖縄興業銀行の戦後清算に関する補足と考察

A Consideration about Liquidation of Okinawa Industrial Bank after WWII

金岡 克文

KANAOKA Katsufumi

## はじめに

沖縄県の地域金融史において、戦前と戦後の分断はとりわけ大きなものがある。戦後沖縄経済に大きな問題が山積されることとなったのは、悲惨な沖縄戦によって多くのものが失われた状態から、米国の統治下で経済復興を成し遂げるために、戦前とは全く異なる状況下で様々な課題に対処していく必要に迫られたからであろう。金融に関しても通貨変更、新たな金融機関の創設など様々な困難な事態が生じたが、そのひとつが戦前唯一の地元資本銀行であった沖縄興業銀行の清算・戦前預金の払い戻しであった。

前稿では、地元3銀行の破綻から、沖縄興業銀行の設立、戦前昭和期の活動を中心に検討した。地元資本3行は放漫経営によって大戦後の反動恐慌で経営危機に陥った。これら3行の合併によって成立した沖縄興業銀行であるが、県外銀行支店におかれ、その経営は必ずしも良好なものではなかった。そして悲惨な沖縄戦の後、沖縄興業銀行も営業を停止する。戦後、沖縄興業銀行の整理は進まず、放置状態のまま10年以上が過ぎた。戦前の金融機関などの復活が認められると、預金者をはじめとする債権者、株主、旧経営陣・従業員などが入り乱れて、沖縄興業銀行の解散・清算事業が進められていったのである。

この戦後の清算についての資料が前稿では不足しており、詳細な清算の進展を時系列で追うことに限界があった。しかしながら、1950年代から1970年代までの地元紙データベースによって沖縄興業銀行関連の主に広告などからこれまで不明確であった清算関連団体や人物の動向を追い、より詳細に沖縄興業銀行清算のプロセスを解明することができるようになった<sup>1</sup>。

本稿は、前稿では明らかに出来なかった沖縄興業銀行の戦後清算の過程について、その清算に関わった組織・人物などの考察を通じてその構造を明らかにし、新聞広告などから明らかになった新たな事実について検討するものである。まず第1節では、戦前の3銀破綻から沖縄興業銀行の創設とその後の展開について振り返り、いくつか新たな点について言及する。第2節では前稿で明らかにした沖縄興業銀行の戦後清算のはじまりから解散決議までの流れにつ

いて確認し、いくつかの新たに分かった事実を追加する。第3節では、前稿で分かっていた沖縄興業銀行清算に関する資料からは部分的にしか明らかにできなかった対立構造を、それに関わった人々の経歴などに注目して明らかにしていく。第4節では、新聞記事や広告からいくつかの考察を行い、さらに本土復帰後における沖縄興業銀行問題について論じる。最後に第5節では、沖縄興業銀行問題の戦後の変遷の全体像について、新たな事実も考慮しつついくつかの点について言及したい。

すでに前稿において沖縄興業銀行の清算についても大筋では明らかに出来ていると考えられるが、やはり新たに判明した事実を検討し、考察を深める必要がある。部分的には屋上屋を重ねるようにみえる部分もあると思われるが、より多くの詳細な事実の積み重ねが問題の異なる側面を明らかにすることにもつながる。前稿より更に深く、沖縄興業銀行の戦後の精算について追究していきたい。

## 1. 沖縄興業銀行の創設から第二次世界大戦終了までの経緯

まず沖縄興業銀行の創設から戦争終結までの流れを振り返っておく。沖縄興業銀行は沖縄銀行、那覇商業銀行、沖縄産業銀行の沖縄県の地元資本3銀行が破綻により合併したものであった。各銀行の経営は破綻以前から良好ではなく、最も規模の大きい沖縄銀行は利益も大きいが損失も大きいために利益率が低く<sup>2</sup>、沖縄産業銀行は合併元の沖縄共立銀行と沖縄実業銀行がともに経営状態が悪く、合併後も改善されていなかった。那覇商業銀行は他行に比べれば経営が安定していたが、もともと規模が小さく、良好な経営状態を維持していたとは言い難かった。

このような地元資本銀行の経営状態が総じて悪化していた原因は、各行の放漫経営にあった。それは放漫貸付によるもので、銀行の役員や政治家、資産家などの地域の有力者に対しての固定貸しが常態化し、それらが不良債権化した場合は銀行がそれを抱え込んだのである。実際のところ、例えば沖縄銀行では酒造家の納税預金が払い戻し不能となったり、また沖縄産業銀行では県公金を営業資金に流

用して払い戻し不能となったり（県金庫の取り扱いが勧銀那覇支店に移された）と散々な状態で、前述のように経営が比較的良いとされた那覇商業銀行ですら、株主総会で不良貸し付けが暴露され、混乱が生じるなど放漫経営は深刻化していた。

そして戦後恐慌の影響が沖縄県に及びはじめると、各行の営業状態はさらに悪化していった。沖縄銀行は県内で営業する沖縄農工銀行（日本勧業銀行那覇支店）による自行からの預金引き揚げで資金不足に苦しみ、沖縄産業銀行も同じく資金不足を県・市町村の公的預金で埋め合わせて営業している状態であった。那覇商業銀行は、他行ほどの問題はないにしろ、景気悪化の中での自力再生は困難で、救済を必要としていた。そのような状況下で、3行同時に整理・合併することが決まった。その後、紆余曲折を経て1925（大正14）年6月15日に3行が同時に解散し、同年9月17日に沖縄興業銀行が設立された<sup>3</sup>。

スタートを切った沖縄興業銀行であったが、その経営状態は破綻した3行と変わらず、設立当初から休業することとなる。それから2年以上が過ぎて、地元の運動や昭和恐慌の発生などにより日銀の特別融資が入り、ようやく1928（昭和3）年1月になって営業を開始した。しかし、当時沖縄興業銀行で働いていた行員の証言によれば<sup>4</sup>、3行から引き継いだ債権の回収は困難であり、また取引先の多くが沖縄県内の有力者であったとされる。庶民は誰も銀行などは利用しておらず、大体が模合を利用していたとされ、また軍人や公務員であれば郵便貯金を利用するのが一般的であったと考えられる<sup>5</sup>。

唯一の県内資本銀行である沖縄興業銀行の建て直しは、沖縄経済にとっての至上命題であった。預金が流れ込む県外2行、日本勧業銀行那覇支店と第百四十七銀行沖縄支店の貸付額は低く、結果的に資金の県外流出を招く可能性があった。1940（昭和15）年には、元琉球王国国王（琉球藩藩王）の尚家が、沖縄興業銀行側の要請で債権放棄を行い、翌1941（昭和16）年には沖縄県が日銀・国（大蔵省）と協議の上で同行の9割減資と9割増資部分の沖縄県の全額引き受けを、同行株主総会と県議会で決議した。これは翌年の1942（昭和17）年に実施されたが、これが戦後の精算において大きな問題となる。

戦争が激化する中、県外に本拠を持つ県外2行に比べて、沖縄興業銀行の存在意義はますます低下していく。貸付に関しては、唯一の地元資本銀行として多くの企業が依存する一方、預け先としては県外2行に加えて郵便貯金に資金が流入する<sup>6</sup>という歪んだ形が、その信頼度を低下させたと考えられる。経営状態が改善しないままに戦争は激化し、1944（昭和19）年10月10日の空襲により那覇の沖縄興業銀行はすっかり焼き尽くされ、同年10月20日から営業

を再開したものの、これにより多くの重要な記録が焼け落ち、戦後の清算にも大きな影を落としたと考えられる<sup>7</sup>。

以上、沖縄興業銀行の創設から大戦終了までの変遷について振り返ってきた。沖縄県では1945（昭和20）年4月1日のミニッツ宣言（米国海軍軍政布告第1号）により日本政府・機関のすべての権限が停止された。そして1949（昭和24）年6月28日の軍政府布告第5号「金融機関の閉鎖及び支払停止令」によって県内のすべての金融機関も活動を停止させられることになったが、すでに沖縄興業銀行はもちろん県外2行も戦災により金融機関としての機能は失われていた<sup>8</sup>。沖縄経済は、無通貨時代を経て1946年から経済活動が復活し、ようやく復興も進んでいく。次節では前稿で論じた事実も含めて、新たに新聞記事・広告などから判明した沖縄興業銀行の整理・清算、払い戻し運動の詳細な流れについて検討していく。

## 2. 沖縄興業銀行の払い戻し運動の開始

### 2-1. 戦前銀行預金払戻運動のはじまり～回復登記前の動き～

前稿では、戦後の沖縄興業銀行の預金払い戻し運動は、実質的に1959年10月1日の「旧沖縄興業銀行・清算促進協議会」の設置によりはじまるとしており、それ以前については戦前の銀行関係者による資産管理などが行われていたことについて触れた。しかし、詳しく当時の新聞記事・広告などを追っていくと、その前後にも他の個人・組織による動きがあり、また「旧沖縄興業銀行・清算促進協議会」という組織の名前やあり方も紆余曲折を経てきたことが分かってきた。

戦後の混乱期を経て、ようやく生活も落ち着きを取り戻すと、人々の目は戦前の資産の回復などに向いていくことになる。沖縄興業銀行についても、やはり問題視され、琉球新報の1957年6月5日号には「放ったらかされた沖縄興銀の整理」<sup>9</sup>という記事が掲載された。それによれば、戦前沖縄経済を担った多くの法人が、戦後には同種・同性格の新たな法人に地位を譲り、戦前の島内外企業が残存事務の整理・清算事務などを進めている。しかし、沖縄興業銀行は閉店して十年以上になるのに、まったく整理・清算が進んでいない状態で、戦前に専務取締役であったA氏（戦後は立法院議長等を歴任）も亡くなっている。そして、近年では預金者や各方面から、沖縄興業銀行の残存財産整理の要望が高まっていることが記されている。

さらに沖縄興業銀行は、併合前に預かっていた市町村及び県の公金が株式に振替えられたことで県が大株主となり、歴代重役が沖縄県知事の推薦・認証をえるのが一般的であったことが指摘される。そして、記事は前述のような

日銀の特別融資を受けた経緯や、倉庫業で入荷貨物に資金融通を行っていた事などにも言及している。当時のことを知る行員も僅かになってきており、このまま放任すると多くの関係者が実害を被るとしている。実際、三行の合併により貸付担保として沖縄興業銀行は夥しい数の不動産を取得したとされるが、登記所が焼けたことから債務者はそれらの土地を誰に遠慮することなく売買しており、財産確保が至難な情勢となっていると報じられている。

同記事は株主・債権者に危機感をもたせる内容であり、これに加えて3名のインタビューも掲載されている。まず戦前沖縄興業銀行となる前の那覇商業銀行に勤め、戦後に沖縄中央銀行（沖縄銀行（現沖縄銀行と関係ない）と改称後に琉球銀行に吸収）の頭取を務めた人物は、債権者会でも作って清算事務を促進すべきであり、戦後のごたごたで清算する余裕がなかったであろうが、残ったものが当然やるべきであると述べている。次に、商工会議所の理事である人物が、商議所でも在外資産整理が問題となっていることを指摘し、これと並行して促進すべきで、住民の多くが株主・債権者なのであるから政府が積極的にやるべきと主張する。そして当時の行政主席（琉球政府）が興銀の清算は遅いくらいで、前出の旧専務取締役の故A氏に整理するよう話してあり、回復登記など政府としての措置が必要であれば行うと述べている。以上が、琉球新報（1957年6月5日号）に掲載された記事の内容である。

しかし、この記事掲載の後にも整理が容易に進んだようには見えない。この一年後の1958年9月にはB円からドルへ法定通貨の切替えが行われており、沖縄経済も戦後の復興からさらなる経済成長へと舵を切るべき時が来ていたとも考えられる。そして翌1959年には諸布告の廃止により、回復登記も可能になったはずであるが、沖縄興業銀行に関する動きは新聞紙上では見受けられない。ようやく1960年9月1日・15日の琉球新報に、琉球政府内政局より「旧沖縄興業銀行預金者の皆様へ」として、市町村・琉球銀行窓口で配布されている調査用紙に記入して、同年9月30日までに内政局理財課に提出するように求める広告が出る。当局も旧沖縄興業銀行の問題に手を付けたわけだが、民間からの旧沖縄興業銀行整理の動きも、これ以降に活発化してくる。

1960年10月13日に旧沖縄興業銀行の払い戻しに関して「沖縄戦前銀行預金払戻促進期成会」（以下、期成会）なる団体の広告が琉球新報に掲載される<sup>10</sup>。期成会は1956年10月20日に結成され、戦前の封鎖預金の払い戻しに尽力してきたとされる。期成会は戦前預金の払い戻しに関して、旧沖縄興業銀行の元責任者代表に戦前預金が預金者に返るように早期に払い戻し手続きを開始するように要請するとして広告では協力と、期成会の利用を呼び掛けている。

期成会はその成果として、戦前沖縄県に支店を持っていた鹿児島銀行（戦前の百四十七銀行、1944年に（旧）鹿児島銀行及び鹿児島貯蓄銀行とが合併して鹿児島興業銀行となり、その後1952年に行名を変更）と日本勧業銀行（戦前に沖縄農工銀行として設立後に日本勧業銀行に統合され支店化した）の預金を、日琉両政府と協力して払い戻しを実現し、今日までに総額八千式百ドルが支払済みとなっているとしている。ただ、期成会の住所是那覇市内ではない個人の住所らしき場所になっており、電話番号もない。

ここで期成会の預金者代表となっているB氏について説明しておく。B氏は戦前より沖縄県において貿易などに携わっており、紳士録などにも沖縄物産の満洲幹旋所長などを務めた人物として掲載されている。新聞紙上でも、戦前から貿易事業の広告を掲載しており、県内銀行と取引関係があったと考えられる。戦後も貿易事業を続け、本土の銀行とも関係を持っており、そのことから戦前預金払い戻しにも関わっていたのであろう。加えて、広告でのB氏の業務が探偵業や骨董輸入など多岐に渡っていることから起業家精神にあふれた人物であり、また琉球大学の創設にも関連して名前が出てきており、名望家としても戦前預金払戻運動に関わっていたものと考えられる。

その後、琉球新報1960年12月6日号に期成会による旧沖縄興業銀行預金者総会が同年12月18日に開催されるとの広告が掲載されるが、そこでは同じく現鹿児島銀行や日本勧業銀行の戦前の預金者にも参加が呼びかけられている。従来から行っていた戦前預金の払戻運動に旧沖縄興業銀行を加えたようにみえる。会費を集める形式などからして預金者による自主的な団体であると考えられるが、すでに次項で取り扱う沖縄興業銀行清算促進協議会（以下、協議会）も活動をはじめており、琉球新報1961年3月15日号の広告では期成会の預金者代表B氏とは関係のない旨記載されている。実際、協議会と異なり期成会の活動は組織だったものではなくB氏の個人的な活動にみえる。実際、協議会が那覇市内の事務所住所や電話番号（4つ）を掲載しているのに比べると、いくら戦前からの事業で知名度はあるとしても、積極的に活動を活発化しようとしているようにみえない。

その後の動きをみると、琉球新報1965年3月15日号に掲載された事業の広告にも「旧沖縄興業銀行預金払戻促進期成会預金者代表」の肩書が大きく書かれているが、具体的な活動については記載されず、その下に小さく「（早急に払へ）」の一文があるのみであった。あとは戦前のその他の銀行預金、各種保険の請求手続きを引き受けることや、その債権の買い取り、戦前の郵便貯金・簡易保険返還に関する情報、また前述のような輸入業や探偵業に関する広告などが雑然と掲載されている。広告からすると個人事

業の一部として代理やその補助を行っているようで、とても積極的に払い戻し運動を行っているようにみえない。

このように期成会の動きが抑制されたものになってきているのは、沖縄興業銀行戦前預金払い戻し問題が登記の回復やその所有権などにまで複雑化したためではないかと考えられる。本土銀行への払い戻し請求の場合は、沖縄県内債権者の要望や実態を、本土の後継銀行などに知らせ、相手側の行動を促すという活動が中心であろう。これに対して、沖縄興業銀行の場合は、請求を受ける銀行自体が存在せず、まずは請求を受ける沖縄興業銀行をどうするかという問題が立ちふさがる。そうなれば、基本的に株主でも旧経営陣・従業員でもない、債権者団体というある意味では第三者に近い立場からの活動は難しいものと推察される。そして実際に旧沖縄興業銀行の問題は、預金払戻のための旧沖縄興業銀行の復活へと話が進んでいくのであるが、次項ではその中心となった沖縄興業銀行清算促進協議会の動向をみていく。

## 2-2. 回復登記と預金払戻運動の本格化

協議会は、期成会の広告から3日後の琉球新報1960年10月16日号に、株主及び債権者と一緒に元沖縄興業銀行の清算促進協議会を結成したいと、那覇市内の事務所の住所・地図を掲載している<sup>11</sup>。ただし、沖縄タイムス1964年1月6日号に掲載された協議会側の声明書によると、その前年の1959年の10月1日には「株主、債権者連合大会」を開催し、「旧株式会社沖縄興業銀行・清算促進協議会」を設置し、代表者を選出したとある。全体の流れから見れば、まずは有志をもって協議会を設置したもの（少なくとも新聞紙上では）目立った行動を起こさないうちに、期成会が活動を進めていくのをみて、沖縄興銀清算の主導権を持つために動き始めたように思われる。

その後、前述の1961年3月15日号の広告では旧預金者に協議会で事務受付をするように、4つの電話番号を記載して促している<sup>12</sup>。このような点からも、比較的ボランティア的な側面（奉仕精神）を強調していた期成会とは、当初から異なる意識を見てとることができる。同年10月1日から組織名を協議会から「旧株式会社沖縄興業銀行整理事務所」（以下、整理事務所）に改名したとされるが、その後1962年に入っても協議会という名称が使用されており<sup>13</sup>、9月5日、15日、25日には「南和無尽株式会社債権者に告ぐ」との広告が掲載され、その手続き先として南和無尽株式会社整理事務所とともに「沖縄興業銀行清算促進協議会事務所」が同住所、同電話番号で併記されていた。この広告は、旧大城、首里、那覇無尽の債券（無尽通帳）を持つ人を対象にしており、協議会は沖縄県内の旧無尽会社の清算事務（交渉）も行っていたものと考えられる。と

はいえ、同時に沖縄興業銀行に関する清算も進めていたようで、翌1963年3月30日には沖縄興業銀行の回復登記がなされている。

回復登記がなされたことで1963年8月11日の株主・債権者に申告を求める公告には「沖縄興業銀行」代表取締役C氏とあり、その連絡先は整理事務所となっている（整理事務所は協議会事務所と同じ住所・電話番号）。回復登記が完了したことで協議会は自身が沖縄興業銀行として、その代表取締役を選出して清算を進めようとしている。しかしながら、沖縄興業銀行に預金の返還を求める債権者と一般株主（またはその組織）自体が、沖縄興業銀行を運営するというのは、旧経営陣の人々にとって必ずしも納得いくものではないと思われる。いくら旧経営陣が戦争の犠牲者となって数を少なくし、その記録なども大部分が失われていたとしても、責任者やその当時を知る人がまったくいなくなったわけではない。そして当然ともいえるべきか、それらの人々から、この回復登記に異議が申し立てられるのである。

以上のように、1960年ごろから本格化してきた沖縄興業銀行の清算問題は、期成会の動きから協議会、そして整理事務所の回復登記へと進んできた。しかしながら、この債権者・株主による活動に反対する動きが生じ、対立構造が浮かび上がってくる。次節では、これについて論じていく。

## 3. 沖縄興業銀行精算における解散決議までの対立構造

### 3-1. 「沖縄興業銀行」回復登記以降の動向

回復登記後の1963年9～8月の琉球新報には、「沖縄興業銀行」代表取締役C氏・整理事務所の名義で「公告」・「お知らせ」が掲載されている。それは不動産の保全と保存登記を進めており、県内の保有する土地について10月末日までに調査完了する予定であるので、早急に債権者・株主による申告を求めるといったものであった。そして9月19日には株主債権者の連合大会の開催を知らせている。このまま「沖縄興業銀行」代表取締役C氏・整理事務所を中心に、沖縄興業銀行の戦後精算が進むようにみえたが、実際はその裏でこれに反対する動きも出てきていたのである。

1963年9月28日号の琉球新報には「役員の執行停止、中央巡裁“資格”に疑義を持つ」という記事が掲載される。これは同年9月26日に中央巡回裁判所（復帰前の琉球民裁判所における6裁判区の巡回裁判所のひとつ）が、回復登記された沖縄興業銀行の代表取締役C氏と整理事務所の責任者D氏を含む5役員に対して業務執行停止の仮処分を決定したというものであった。戦後、沖縄興業銀行の資産管理を行っていた旧監査役E氏が、現在の役員と戦前の旧沖

興業銀行との関係が曖昧であること、株主総会も正式なものとは認められず、よって現役員の資格にも疑義があることを理由として中央巡裁に現役員の業務執行停止を訴えていたのである。中央巡裁は、裁判でこれが確定するまで業務執行停止の仮処分を下し、弁護士3名を取締役代行に弁護士1名を監査役に任命して、業務執行に当たらせることとしたのである。

さらに同記事では、金融検査部（琉球政府内務局、金融機関の監督権限を持つ）の調査によると沖縄興業銀行の発行株式2万株中、1万八千株を当時の沖縄県が所有していたとし、それゆえ当時の沖縄県を代表するものが参加していない株主総会は、正式なものとは認められえないとしている。そしてかつての沖縄県に代わる代行資格を明確にして、株主総会を開催し、整理を行うとしている。普通に考えれば代行資格者は米国民政府、または琉球政府であり、実質的には金融検査部であろうと考えられるが、とりあえずここでは現在の役員の手を離れて、整理に向かうことが示されている。

どちらに法的正当性があったかは本論の関わるところではないが、どのような人々がこれに関わっていたのか知ること、この対立について考える上で有効であろう。まず回復登記した沖縄興業銀行の役員5名のうち代表取締役になったC氏は、戦前の沖縄県人事録に企業経営者で市会議員を務めた人物として掲載されているが、沖縄興業銀行と直接関係したという記述はない。県内の企業経営者として沖縄興業銀行と取引関係があったらうから、預金者（債権者）でもあったらう。ただし株主であったかは不明であり、経営に直接関わってはいなかったことは後の新聞に掲載した声明書などで旧経営陣にあたる人々への不信を述べていることから推測できる。あとの4人の役員のうち、経歴などが分かったのは1名のみで、戦後に企業の役員として人名事典に名前が掲載されていた。

このことは回復登記後の沖縄興業銀行役員が、沖縄県経済界において必ずしも強い影響力を持つ人々ではなかったことを示している。戦後すでに20年近くを経ているとはいえ、まだかつて沖縄興業銀行の経営に関係していた人々が残っており、裁判所に訴えを起こした旧監査役E氏からすると、沖縄興業銀行の経営陣として納得できるような人々ではなかったのであろう。とはいえ、沖縄興業銀行の整理自体は放置することはできず、そこで裁判所が任命した役員代行が活動を開始する。

1963（昭和38）年10月5日の琉球新報には「お知らせ」として前記の裁判の結果、役員の職務が停止されたことと、新たに任命された役員代行4名の名前が掲載される<sup>14</sup>。まだ判決は出ていないものの、職務代行も裁判所によって任命され、沖縄興業銀行の整理事業は進んでいくものとみ

えた。ところが、同年10月7日の琉球新報に、業務執行停止の仮処分を受けている役員のひとりのD氏（専務取締役）が「旧沖縄興業銀行整理事務所」の責任者として、財産保全、土地の保存登記を進めており、株主債権者を代表して告訴し、「臨時実行委員会」を開催し、重要協議を行うことが「お知らせ」として掲載されたのである。ここから整理事務所（協議会、業務執行停止の仮処分を受けた5役員）側と裁判所に任命された役員代行（弁護士）がそれぞれ沖縄興業銀行の整理・清算に向けての活動を行っていく。

### 3-2. 沖縄興業銀行整理事務所と司法・行政との対立

琉球新報1963（昭和38）年10月12日号には、当時の大田主席より沖縄興業銀行の問題の経緯がキャラウェイ主席弁務官に報告されたという記事が掲載されている。その記事では、沖縄興業銀行設立の経緯や、戦前も監査役E氏が戦後も土地1万4,444平方メートルを管理し、その賃貸収納金5万44ドル64セントが保管されていること、前述の回復登記と裁判の仮処分、また県保有株式と金融検査部が正式なその代行資格者を決めて株主総会を開催しようとしていることが報告されたとしている。つまり琉球政府当局は、中央巡裁による業務執行停止の仮処分により任命された役員代行の下で、沖縄興業銀行の清算を進めていこうとしていたのである。ところが整理事務所側も、自らが主体となって清算を続けていこうとするのである。

同年10月17日の琉球新報には、10月7日と同じ「株式会社沖縄興業銀行整理事務所」<sup>15</sup>責任者E氏名義で「沖縄興業銀行清算実行促進委員会」（30名）の協議により株主債権者の連合大会を開催し、重大事項を協議するので債権者各位に印鑑持参の上で参加するようにとのお知らせが掲載されている。これは10月12日号に掲載された記事と真向から対立するものであって、裁判所や琉球行政府、金融検査部の方針に明らかに反するものであった。これに対して、琉球新報（同じく沖縄タイムス）同年12月27日号には、琉球政府金融検査部と株式会社沖縄興業銀行（及び裁判所任命の代行取締役3名代行監査役1名）の広告が並んで掲載されている。金融検査部は整理事務所の広告に関して、整理事務所の行っている沖縄興業銀行所有の土地保全費用の一時立替の催促は同行とは関係なく、また立替金完納者への払い戻しの優先あるいは土地の処分をするように催促状に記載してあるが、それは債権者を欺瞞するものであると注意を促している。そして同行に関する詳しい事情については、金融検査部または取締役代行者の事務所へ問い合わせるようにとされている。そして、その隣には裁判所の任命した「株式会社沖縄興業銀行」役員代行の弁護士名義で、裁判所が旧取締役の職務を停止し、沖縄興業銀行に関する事務はこちらが行うことになっている旨が記

載されている。

この広告を読む限り、整理事務所側は完全に司法・行政と対立しており、金融検査部から活動を欺瞞行為とされている。内容的には、債権者に整理事務所が詐欺行為を行っているのではと疑わせるようなものであって、相手側からすれば看過しえない内容である。しかし、実際のところ裁判所の判断の上で金融検査部が関わっていながら、なぜこのような対立的な新聞広告が必要とされるか疑問である。見方を変えれば、それほどに整理事務所側が沖縄興業銀行の清算・払戻に関して先行し、当局側がそれを修正しようとしているように見える。本当に整理事務所側に詐欺行為があれば、司直の手に委ねればいいはずであり、そのような状況では当然ながら整理事務所側からも異論が出てくることになる。

沖縄タイムス1964年1月6日及び7日号<sup>16</sup>に広告を掲載する紙面下部の横全部を使って整理事務所側からの声明書と公開質問状が掲載されている<sup>17</sup>。まず声明書では、沖縄興業銀行の回復登記に至るまでの経緯が述べられ、すでに14万1,951坪9合以上の不動産登記を完了し、更に全琉で数万筆の土地、不動産の保全を進めているとする。そして事務所資料によれば、株式会社沖縄興業銀行の保有する不動産（主に土地）は数百万坪、株主と債権者が670余名、債権額は戦前価値で五百拾万円であったとされる。更に株式の保有割合について昭和18（1943）年6月30日の上半期の決算報告書により、資本金百万円中で沖縄県の払込済み株式が二十二万五千元、他の株主が十万元で合計三十二万五千元、そして未払い分は六十七万五千元であることを示し、これらから1円＝1ドルの換算率を目指すとされる。

さらに声明書は、整理事務所側を訴えた側の人々を非難していく。対象となったのは、まず訴えを起こした前出の旧監査役の人物E氏、それに加えて戦前沖縄興業銀行の営業部長であった人物F氏、そして前出のA氏の弟であるG氏<sup>18</sup>であり、整理事務所と対立し暗躍し、私腹を肥やそうとしているとされる。1963年9月19日の株主債権者の連合大会（前出）での決議文と請願書をキャラウェイ高等弁務官、マキューン民政官、琉球政府行政主席、琉球立法院議長宛に送ったにもかかわらず何の反響もなく、かえって裁判で全役員が業務停止の仮処分を受けたと書かれている。続いて、先ほどの3名に加えてすでに故人のA氏の4名が、これまで沖縄興業銀行清算の機会がありながら、それを促進するどころか整理事務所の活動を妨害していると非難する。そして、何よりもここまで沖縄興業銀行の清算を行わずに放置しておきながら、前出の役員代行・金融検査部の広告における、整理事務所が債権者をだまして土地を処分したり、立替金を勝手に徴収したりしているというような見解を非難し、整理事務所は一致協力して清算を実

現するとしている。

この声明文には、詳細な公開質問状がつけられている。公開質問状は11項目あり、それらはE氏へ5つ、E氏とF氏へ2つ、金融検査部へ2つ、3代行取締役へ2つの質問で構成されている。質問の①はE氏がなぜ回復登記をしなかったか、②は清算問題を政府に任せているというE氏は自ら財産を保全し清算をする気があるのか、裁判所に訴えた目的は何かという質問。③と④はE氏とF氏への沖縄興業銀行の財産管理に関する質問で、⑤もE氏の資産管理について、⑥はE氏への沖縄興業銀行の元管理人と称する故A氏からE氏がいつ引き継ぎをしたかという質問であった。⑦は整理事務所が立替金を欺瞞して徴収しているという広告を金融検査部が出した理由を問いたすもの。次はE氏の代理人弁護士が推薦した3代行取締役へ、⑧代行役員は何の仕事をしており、⑨業務の引継で代行役員に渡した書類を故意に裁判所に提出していないのではないかという質問。⑩はE氏への整理事務所側の役員への業務執行停止の訴訟でE氏が沖縄興業銀行の預金から2,200ドル支出したことの正当性を問うもの。最後の⑪は、金融検査部へ何を検査したかを問い、その行動が沖縄興業銀行の清算は琉球政府が行うべきという感を与えていることへの釈明を求めるものであった。

質問状に関してみると、質問内容が重複し、また一つの項目に複数の質問が含まれており、整理されたものとはいえない。質問の文章も、回答を求めるというより、相手の不当性を訴えるためのもので、回答が困難なものも含まれている。公開質問状となっているが、一般の人々に戦前の沖縄興業銀行の関係者と行政側の不当性を訴えかけるものであったと考えられる。この質問状の提出者は株主代表・債権者代表ほか670名となっており、これらの人々が質問を受けるE氏とF氏またそれと関連するとされる代行取締役、金融検査部と対置される形になっている。

これら声明文と公開質問状の全体をみわたすと、整理事務所側の主張するところは次のようであろう。つまり、これまで戦前の沖縄興業銀行の清算を行う当事者というべき人々（元役員や役職者など）が放置してきたから、自分たち一般株主や債権者が集まって回復登記を行い、不動産の登記や他の債権者への払戻しなどについても活動してきた。ところが、今頃になって整理事務所の活動について裁判を起こしたり、また自分たちの活動を非難したりしているが、そちらも必ずしも正当な処理とは思われない行為を行っているのではないかということである。

一応新聞紙上で株主・債権者集会などを公的に知らしめて、回復登記などの手続きを進めてきた整理事務所側の憤りは当然に思える。その一方で非難されている裁判所や行政、また旧経営者などの人々が、一般株主や債権者、つま

り預金者が独自に戦後沖縄興業銀行を復活させ、清算を進めていくことに違和感を持つのも至極当然と言える。整理事務所側の人々で経歴が判明している人は少ないが、その中に金融関係者はいない。質問状に新たに名前が掲載された株主代表2名、債権者代表3名の計5名中で経歴が確認できたのは2名のみであったが、元軍人と琉球政府の職員であって<sup>19</sup>、やはり金融とは関係ない。

とはいえ、整理事務所側に関係する人々も金融関係者ではなくとも、企業経営や行政府の関係者などが含まれており、社会的地位も低くなかったと考えられる。そのことからすると、なぜここまで整理事務所（債権者・一般株主）側と旧沖縄興業銀行関係者・行政側が対立したのか疑問である。次にこの点に関して検討していく。

### 3-3. 沖縄興業銀行整理に関する対立

前稿においても指摘したように、この対立の背後には両者の意思疎通の問題があったことは明らかである。整理事務所側は、裁判所が任命した役員代行の弁護士はもちろん、琉球政府や直接金融機関の監督に当たる金融検査部とすら十分に対話を行ったようにはみえない。ただし、これらに関する新聞記事を丹念に追っていくと、そこには単なるコミュニケーション不足によるとは言いがたい対立も存在する。

整理事務所＝協議会は、前述のようにすでに1961年から新聞紙上に広告を出して、沖縄興業銀行の整理、預金の払い戻しに向けて活動してきている。実際に回復登記を行う1963年までにも2年間活動しており、戦前の沖縄興業銀行の関係者や琉球政府、金融当局にしても、その間のことをまったく知らなかったはずがない。このような対立が生じてきたのは、やはりそれぞれが沖縄興業銀行の戦後清算に関して問題を抱えていたことによると考えられる。それぞれの問題が、相手に対する対応を頑ななものとし、また状況をより複雑化させたと考えられる。

まずA氏（弟のG氏）、E氏、F氏など戦前の沖縄興業銀行の役員や役職者であった関係者について考えてみる。これらの人々に関して、最も問題となるのは戦後20年近くもの期間、沖縄興業銀行の清算を放置したことである。いくら戦後の混乱期があったとはいえ、もっと早い時期から沖縄興業銀行の整理を、旧役員や旧行員側から始めるべきであったことは前述の1957年の新聞記事における様々な立場の人々の意見からも明らかである。ではなぜここまで整理が遅れたのだろうか。

その理由として考えられるのは、戦後の混乱の中で前述のように戦争末期には営業も限定的であった沖縄興業銀行の整理の優先順位が低かったことであろう。実際、布告が廃止されなければ沖縄興業銀行は営業できないのであって、

わざわざ今後営業できない銀行のために整理事務を行う利点がある、元行員などにあろうとは思われない。米国施政下で金融体制を一から構築しなければいけない中で、戦前に金融機関での勤務経験のある人々、特に役職者であった人々は重要な役割を果たしていた。実際、A氏は戦後琉球政府や琉球銀行で要職に就き、E氏は金融機関を含む県内主要企業の役員を歴任し、F氏も琉球銀行で支配人となり、回復登記が行われた頃には副総裁の地位にあった。何らかの行政府による施策などがないのに、これらの人々が自発的に整理業務を行うことは期待できないのは当然であろう。

またE氏は、沖縄興業銀行の資産、主に不動産を管理していたとされ、それについて整理事務所側から私腹を肥やしていたのではないかと指摘もある。内実は不明であるが、何の見通しもないままに不動産を管理していたとは思われない。もちろん実際は本人に聞かなければ不明な事ではあるが、これらの人々は、行政府によって何らかの整理が行われるものと考えていたと推察される。前出の記事（琉球新報1957年6月15日号）のようにA氏が亡くなる前に当時の主席が沖縄興業銀行の整理を行うべきと話していたとされる。だからこそ、一般株主や債権者が独自に沖縄興業銀行の回復登記をして整理を進めていることに対して、旧関係者が強い反感を持ったのではないだろうか。

これら旧沖縄興業銀行関係者と近い立場にあったのが行政府、金融検査部であった。旧関係者は、行政府や金融機関の主要な地位に就いていたので、行政府の人々とも近い立場にあった。これらの人々の中では、行政側が沖縄興業銀行関係者のどちらかが、いつの時点かで整理を行うのではないかという雰囲気が醸成されていたのではないだろうか。とはいえ、行政側としてもできれば自ら引き受けるような事態は避けたかったと思われる。前出の新聞記事の後も、行政府側が積極的に動いたという事実は見当たらない。実際、金融検査部も戦前当時を知る構成員もほとんどおらず、当時はいわゆるキャラウェイ旋風（琉球列島高等弁務官ポール・キャラウェイ（在任1961年2月16日～1964年7月31日）による沖縄金融業界刷新などの強権的な一連の政策）のまっただなかで、行政側も容易に戦前の銀行整理を引き受けられる状況にあったとは考え難い。

こうしてみると、沖縄興業銀行の整理を行う正当性を持った主体が見当たらない。本来であれば、その中心となるべき旧沖縄興業銀行関係者も行政側も、米国施政下で戦前の金融機関の活動が困難な状況下で、わざわざ自らが矢面に立って整理を引き受ける理由がない。もっと言えば、沖縄県が本土復帰するなどしてやらざるを得ない状況が生じない限り、一般株主や債権者しか沖縄興業銀行の整理を望んでいないようすらみえる。

とはいえ、もちろん整理事務所の方も、沖縄興業銀行の

整理を行う主体として問題がないわけではない。まず普通に考えれば、整理によって払戻を受ける立場の人々が経営側にまわることは、いくら銀行を存続する必要がないとはいえ、利益相反などの問題が生じる可能性がある。そして何より前述の期成会のように他にも株主・債権者団体がある場合は、なぜ整理事務所のほうが銀行清算の中心となるのか、その正当性が問われることになる。そして現実問題としては、これらの人々に実務的に銀行の清算を進める能力があるかどうかとも重要な問題となってくる。

沖縄興業銀行の整理は、米国施政下においては、そう簡単に解決可能な問題ではない。無通貨時代を経て沖縄経済を統制してきた米国民政府にとって、戦前の金融機関の整理などは住民からのよほどに強い要望でもなければ、わざわざ行う必要のないものである。それを実行しようとすれば、様々な記録が必要であるが、それらは戦争で焼き尽くされて、行政側にすらほとんど存在しない。となれば、債権者側のもつ証書類や記憶が頼みであり、それらを大量に処理する手間とコストが必要とされる。結局のところ、沖縄興業銀行の整理は一筋縄ではいかない諸問題を含んでいることは最初から明らかで、そのことがまた解決過程を複雑にしたと考えられる。

以上のように、整理事務所側つまり一般株主・債権者と、旧沖縄興業銀行の元役員・元行員や行政側との対立は、ある意味必然的なものであったと言える。しかし、このまま対立が続くことは双方に不利益を生じさせる。この両者の協力がなければ、円滑に沖縄興業銀行の整理・清算は進まない。次節では、沖縄興業銀行がどのように解散決議に進んでいったのかについて検討していく。

## 4. 解散決議とその後の展開

### 4-1. 整理事務所側との協力体制の構築

1964（昭和39）年1月6・7日の整理事務所側の声明書・公開質問状に対する回答は紙上にみあたらないが、同年1月末の琉球新報には株主名簿の作成が1964年2月1日～4月30日に行われる事<sup>20</sup>、4月には債務に関する資料収集（同年4月13日～27日）のお知らせが掲載される<sup>21</sup>。これらは裁判所が任命した「株式会社沖縄興業銀行取締役職務代行者」の名義で、株主宛に出されている。声明書・公開質問状に対する直接の反応とは言えないが、少なくとも職務代行者側が整理作業を進めていることは確実である。そして7月には10月10日までに株主の届け出を行うように促すお知らせが掲載されているが、これには注意として旧沖縄興業銀行整理事務所とは関係ないことが記載されている<sup>22</sup>。

続いて11月には株主台帳の縦覧について、縦覧期間が

11月16日～12月5日までとされており、異議がある場合は12月10日までに申し出るようにとの広告が掲載される。これにより、この時点での株主が確定され、職務代行者側による回復登記された沖縄興業銀行の株主総会を開催する準備が整ったと考えられる。翌1965年5月25日に整理事務所側から「沖縄興業銀行株主債権者に御知らせ」が掲載され、株主総会が6月19日に決定したので株主として申出ていない人は早急に申告するようにと記載されている。これまでも掲載されていた業務執行停止となった取締役であった代表者C氏と責任者D氏に加えて、新たに実行委員長H氏と促進委員長なる人物も名を連ねている。H氏は那覇市長の経験もある政治家であり、後に沖縄興業銀行の整理・清算に関わっていく。

これらの動きをみると1964年7月時点では、整理事務所と沖縄興業銀行（取締役代行）には後者の広告に整理事務所に関する注意書きがあり、まだ対立があるようにみえる。しかし、株主台帳の作成が進み、1965（昭和40）年には整理事務所側からも株主総会の広告が出されており、完全に和解したかどうか不明であるが、少なくとも株主総会という枠組みの中で整理事務所側も活動していることが分かる。その後、1965年6月12日には臨時株主総会を招集したことから株式名義の書き換えを禁止する旨のお知らせが掲載される。この掲載主は役員の職務代行者であった4人の弁護士であるが、肩書は代行ではない取締役となっており、この間に何らかの取り決めがなされたのかもしれない。

その後に株式総会は延期されたらしく、1965年6月22日に整理事務所側から6月26日に株主総会開催が決定されたとのお知らせが出される<sup>23</sup>。その文章では株主総会の開催について「軍民両政府の立法院の御協力」と「四代行取締役」のご努力によるとの文章があり、整理事務所の行政・取締役（代行）側との協力関係が明確に示されている。更に整理事務所側には代表者・実行委員長H氏・促進委員長・責任者D氏の4名に加えて更に4名、計8名の名前が記されており、整理事務所側では株主・債権者の結束を強化しているようにみえる。実際、株主総会前日の6月25日には、整理事務所側が株主総会に備えて重要協議をするため全株主債権者にその日に集まるよう広告を出している。当日は印鑑持参としており、委任状などを集めて主導権を握ろうとする意図があったと考えられる。

以上のように、対立していた整理事務所側と代行取締役・行政側であるが、後者が開催する株主総会を前に、整理事務所側も協力的な姿勢をとりはじめた。仮処分とはいえ裁判所によって業務執行を停止されている整理事務所側としては、このまま株主総会が開催され、自分たち抜きで整理・清算が進んでは困ることから、歩み寄ったものと考え

えられる。そして、いよいよ戦後初（整理事務所側は株主総会を開いて自分たちが取締役役に就任したと主張していたのだが）の臨時株主総会が開催されることになったのである。

#### 4-2. 解散決議からの流れ

1965（昭和40）年6月26日に開催された臨時株主総会は前稿で検討した<sup>24</sup>通りで、琉球政府の内務局長、金融検査部長など5名も出席して開催されたが、出席した株主が91名と株主総数237人の過半数に達しなかったために、予定されていた解散を決議することはできなかった。回復登記自体が、戦前の沖縄興業銀行の資産を整理し、預金者（債権者）への払戻しや株主への分配を行うことが目的であったとはいえ、どの時点で解散の方針が決定されたかは不明である。沖縄興業銀行の解散決議は、債権者への払戻しや株主への分配を求めている整理事務所側よりも、この問題を終わったものとしていたい代行取締役・行政側にとってより重要な決定であったと考えられる。ただ、臨時株主総会に必要な数の株主が集まらなかったことから、もともと株主全体に周知されていなかった可能性もある。結局のところ、沖縄興業銀行の解散は次回の株主総会に持ち越されることとなった。

同年8月7日に定時株主総会が開催されることとなったが、この前後に整理事務所からも、代行取締役（沖縄興業銀行）からも以前のような新聞紙上の広告はなく、すでに判明している株主・関係者間で話が進められたものと思われる。定時総会には株主約200人に加えて琉球政府の法務局長が参加した。そこでようやく会社の解散が決議され、清算人に職務代行者（役員）であった弁護士2名、株主・債権者代表には整理事務所側の実行委員長H氏と促進委員長を含む3名が、監査役には弁護士と整理事務所の広告に促進委員長と並んで名前が掲載されていた人物の2名が選出された<sup>25</sup>。前稿では、これ以降の展開については登記簿など間接的な情報や、正月に出されている広告から活動が継続していることを確認することしかできなかったが、その後に琉球新報と沖縄タイムスの縮刷版の調査と、琉球新報アーカイブの検索で主に掲載されたお知らせや広告を追うことで、その後の清算の流れが明らかになってきた<sup>26</sup>。

1965年10月3日の琉球新報と沖縄タイムス<sup>27</sup>には、「債券申出催告」として沖縄興業銀行が解散を決議し、同年9月9日に行政府主席の認可を受けたことを伝え、当行の債権を持つ人は同年11月8日までに申し出ること、申し出がないと清算から除外されることを伝えるお知らせが掲載されている。これには代表清算人として株主・債権者代表であるH氏の名前が記載されている。さらに同日の両紙には沖縄興業銀行の移転のお知らせが掲載され、職務代行者側

（沖縄興業銀行）の住所が新たに変更になっており、代表清算人H氏に加えて、清算人には株主総会記事に名前のあった2名に株主・債権者代表となっていたH氏以外の2名の計4名、監査役は株主総会で決まった2名が記載され、その内整理事務所側と思われる人物が常任監査役となっている。

この時点での沖縄興業銀行の役職構成をみると、整理事務所側の人物と役員代行であった弁護士とがバランスよく役職に就いていることが分かる。また整理事務所側の人物には、裁判所から職務執行停止の仮処分を受けた元役員は、整理事務所代表C氏と責任者D氏の2名を含めて誰も入っていない。整理事務所側とみられる人物は、株主総会開催の直前に名前が出てきた人物であり、その点では相手側から見ても融和的な人選であったと考えられる。ただし、10月8日付で関係者に送られている協力要請文<sup>28</sup>には、株主代表としてC氏と債権者代表として整理事務所側の6月22日のお知らせに名前のあった人物も名を連ねており、ここでは双方が協力して清算を進める体制ができていたと推察される。

沖縄興業銀行の「債券申出催告」は続けて10月4日、5日にも琉球新報に掲載される。その後も10月12～14日に「債券申出催告（第二回）」が掲載される。さらに10月15日、25日にも「債券申出催告」が、10月26～28日には「債券申出催告（第三回）」が掲載され、同じく11月8日までに債券保有者は申し出るようにとされている。ただし「債券申出催告（第三回）」には、「代行事務所並に整理事務所に申し出た方でも清算人から確認を受けてください」の文章が追加されている。代行事務所については不明だが、整理事務所に以前に申し出たままの債権者がいることが懸念されており、この点からすると整理事務所から債権者の情報に関する引継ぎが行われていないのではないかと考えられる。この後の整理事務所の動向については、新聞に次のような広告が掲載されている。

琉球新報と沖縄タイムスの1965年11月17日号の、沖縄興業銀行整理事務所の代表C氏と責任者D氏の名義による債権者へ「債券申出催告」である。ただし、その内容は日本興業銀行、日本勧業銀行、旧鹿児島興業銀行（百四十七銀行）、本土在籍各種保険会社の債権者に対し証書・印鑑持参の上での申し出を求めるものであった。沖縄興業銀行の清算事業の進展により、新たな活動として沖縄興業銀行以外の本土の金融機関の債権者に対して、その金融機関からの払戻しを代行しようと考えたのであろう。

整理事務所側も新たな活動を開始し、沖縄興業銀行の清算も債権者の確定から次の段階へと進もうとしているようにみえる。1965年の新聞紙上には沖縄興業銀行清算事務所名義で新年のあいさつが掲載され、清算事業は円滑に進

むように思われた。しかし、清算の手続きが実際の払戻しのための資産の確定や払戻額の決定に向かうと、多くの問題が噴出することとなった。次節では、払い戻し比率の問題と沖縄興業銀行清算事務所側と債権者側・旧沖縄興業銀行整理事務所側の再度の対立についてみていく。

## 5. 払い戻し比率の問題と再度の対立

### 5-1. 払い戻し比率の問題

1966（昭和41）年1月から新聞紙上には沖縄興業銀行による調査員の募集が何度も掲載される<sup>29</sup>。これは不動産などの銀行保有資産の現地調査の人員確保のための募集であると考えられる。同年5月10日の琉球新報には「清算第一回株主総会招集御通知」として、商法419条（旧商法の清算手続きの条項）により株主総会を5月11日に開催することと、第一号議案として決算報告とその承認、第二号議案として所有不動産処分に関する承認の件が代表清算人H氏の名前で琉球新報に告知されている。さらに同年6月30日には「株式会社沖縄興業銀行清算第一回債権者大会」が同年7月1日に開催されることが同じく代表清算人H氏の名前で告知される。これらをみる限り、調査員を雇用し、銀行資産の現状について調査を進め、株主総会でその処分について決定し、債権者を集めてその分配について話し合うという順序で清算が円滑に進んでいるようにみえる。

ところが、琉球新報1966年8月7日号に「この土地は興銀のものだ」所有権に物言い：整理事務所が地主に」という記事が掲載される。これは「沖縄興業銀行整理事務所」の調査員が訪ねてきて、自分の土地だと思っていたところが沖縄興業銀行の所有であると言われて戸惑っている人がいるという内容であった。これについて「沖縄興業銀行清算事務所」は、現在日本銀行から送られてきた所有財産目録について、所有権の確認をしていると回答している。重要なのは、実際に調査員を派遣しているのが「沖縄興業銀行整理事務所」という点であって、責任者D氏がインタビューに応じており、調査員は良識があるので脅すようなことはしないと思うと答えている。つまり、「沖縄興業銀行清算事務所」の下請けとなって「沖縄興業銀行整理事務所」が土地の調査などを行っていたのである。

この後、1966年の10～11月にかけて整理事務所、清算事務所（沖縄興業銀行）ともに女子事務員を募集したり、後者はさらに調査員を募集したりと、清算に関して事務作業を進めている状況がうかがわれる。1967年1月6日には軍民両政府、代表清算人並びに各役員の尽力で沖縄興業銀行の清算の見通しがたったことから新年宴会を兼ねた債権者大会が1月7日に開催されたとのお知らせが掲載される。主催者は沖縄興業銀行清算実行促進委員会委員長で、会員

券は整理事務所が販売するとなっている。委員長としては、戦前に学校教員、戦後には琉球政府で課長職などを歴任した人物の名前が記載されている。いよいよ清算が進み、払い戻しまでたどり着いたという喜びが文面にも感じられる。

実際、1967（昭和42）年1月末に沖縄興業銀行代表清算人H氏から土地の競売公告が出される<sup>30</sup>。清算事務所にて2月7日を予定していたが不成立であったのか、3月14日にも同じ土地の競売公告が3月17日に行われるとの公告が掲載される<sup>31</sup>。一方で整理事務所も前出の本土金融機関の債券申出催告を2回目、3回目と同年4月19～20日、5月5日に掲載している。このように土地保全に問題は残しながら、着々と沖縄興業銀行の清算は進み、その一方で整理事務所も本土金融機関などの払い戻し活動を進めていたようにみえるが、それが7月に入ると様相が一変する。

債権者有志一同名義で、沖縄興業銀行債権者大会が1967年7月22日に開催されるというお知らせが琉球新報同年7月21日に掲載される<sup>32</sup>。議題として挙げられているのが「沖縄興業銀行預金払戻の件」である。そして同年10月13日の琉球新報には当日の株主債権者大会の開催が通知され、沖縄興業銀行整理事務所の代表C氏と責任者D氏、新年会の開催通知にあった促進委員長が名を連ねている。「11月1日より支払要請決議の件」と「1円対1弗の目標で支払要望決議の件」が議案になっており、早期の、戦前並みの価値での預金の払い戻しが債権者の要望として主張されている。

そんな中で1967年11月29日に清算第二回株主総会が開催される。当日の琉球新報に掲載された議案には、決算報告・承認や監査役の任期満了による改選、清算人の補充などとともに、回復登記の準備・登記後に沖縄興業銀行のために整理事務所が支出した諸費用の承認が挙げられている。これが何なのかは、翌1968年1月14日の琉球新報の「1円対1セントで支払う 戦前の沖縄興業銀行預金」という記事を読むと分かる。

この記事は、沖縄興業銀行清算事務所（H氏）が同年1月16日から開始する払い戻しを1円対1セントで行うことを伝えている。しかし一方で、日銀の戦前の資産記録から1円対1ドルでの払い戻しが現実視されてきており、預金者の中には解散した沖縄興業銀行整理事務所にかなりの金額を出資している人もいたことから、この1円対1セントで納得するかどうか成り行きが注目されるとも伝えている<sup>33</sup>。申請済み預金者が約590人おり、支払い対象となるのは証書の明確な1,011万1,391円だけであり、1円1セントで計算すると約10万ドルになるとされる。つまり株主総会で決定されてきた事とは、解散した整理事務所の経費を資産から支払い、その残りで1円対1セントという期待されて

いた交換比率の百分の一での払い戻しを進めるためのものと推察される。

この記事の出る前日の1月13日には「日本勧業銀行沖縄整理事務所」が、株主大会（債権者大会の間違いと思われる）を開催し戦前の各種保険その他の件について経過報告、協議を行うというお知らせを琉球新報に掲載している。「日本勧業銀行沖縄整理事務所」の代表はC氏、責任者はD氏で、解散したとされる沖縄興業銀行整理事務所と同じであり、事務所の住所も同じである。1月14日の沖縄興業銀行預金の記事の同日同面に、「1円対1ドルを要求：興銀、明治生命債権者大会 3月に代表を本土へ派遣 戦前の預金、各種保険の早期払い戻しを決議した債権者大会」という記事も掲載されている。

まさにこれが「日本勧業銀行沖縄整理事務所」の開催したものであり、これには300人が出席し、20人の促進委員を選出したとされる。同整理事務所によると日本勧業銀行への預金、各種保険は当時の金額で1億二千万円にのぼっており、調査すれば2億を超すであろうとみているとのことであった。同整理事務所も払い戻しについて勧銀などから了承を得ているが、払い戻しレートが折り合わず、政府や前述の期成会が毎年上京して本土政府に要求しているものの、1ドルでの払い戻しは厳しいことを伝えている。整理事務所側は、沖縄興業銀行の清算問題から、それに要した費用の支払いを受けることになって手を引き、新たに日本勧業銀行の戦前預金の払い戻し問題に取り組む方向に進んだと考えられる。

沖縄興業銀行の払い戻しについては、それを早期に行うことについては異論がないが、問題は交換比率に絞られてきたといえる。1円対1ドルであれば、戦前の物価から考えても債権者にとって十分に同意できる比率と言える。ところが沖縄興業銀行側が提示したのは1円対1セントである。これは戦前1円を当時のドルレートからすれば日本円で3.6円に交換することになり、債権者の同意を得られる交換比率とは考え難い。沖縄興業銀行の清算・払い戻し問題は、整理事務所が手を引き、払い戻し開始が決まった時に最大の問題にぶつかったのである。

## 5-2. 沖縄興業銀行（清算事務所）と債権者、整理事務所の対立

1968（昭和43）年1月24日の琉球新報には「急告」として沖縄興業銀行株主債権者大会を当日開催し、清算人並びに監査役の不信任案を決議するの印鑑を持参して参加してくださいとの文章が掲載される<sup>34</sup>。呼びかけているのは、解散したはずの沖縄興業銀行整理事務所の代表C氏と責任者D氏、さらに実行促進委員長であった。戦前預金1円対1セントという交換比率に対しての整理事務所側、債

権者による抵抗と考えられる。そして翌1月25日には株主総会（継続審議）が開催される<sup>35</sup>が、そこでの議論の内容は、同年1月27日の読者投稿<sup>36</sup>から推察される。

「沖縄興業銀行へ一言」という読者投稿は、戦前預金の払い戻しが1968年1月16日から開始されたことを感謝しつつも、交換比率1円対1セントで払い戻しが終わることを危惧している。今回の払い戻しに関して代表清算人であるH氏は、不動産売却で得た26万8,300ドルの枠内で第一回支払いを預金者598人に対し1円対1セント、総額10万ドルの範囲内で支払い、今後は他人名義になっている土地を調査し、その売却で得た現金で支払いを行うと説明したとされる。ところが同行は、土地調査及び回復取得を打ち切るとして昨年（1967年）12月に調査員を全員解雇したとされ、そのことに投稿者は疑問を呈している。さらに昨年12月26日の株主総会で整理事務所が整理事務費として19万5千ドルを請求しており、それには整理事務所が株主・債権者大会費用として支払金額から3%を徴収している分は含まれていないのかという疑問も述べている。

これらが事実だとすれば、債権者としてはどれも看過できない内容であろう。まず1円対1セントの交換レートが最終的な払い戻し額になることは、前述のように債権者には受け入れ難いものであろう。ましてそれが株主総会での当初の説明と異なることも不信感を高め、さらにこの条件を受け入れ難いものとしたであろう。さらに整理事務所の経費請求の19万5千ドルは、戦前1円＝1ドルで前述の1,011万1,391円が払い戻される（1,011万1,391ドル）ならいざ知らず、10万ドルの払い戻しでは、払い戻し金額の2倍近い経費を要したことになる。その上に株主・債権者大会の費用として10万ドルの3%、3千ドルも取られるのでは、債権者が一言いいたいくなるのも当然であろう。また、ここまで債券者と株主をまとめてきた整理事務所も同意できるとは思えない条件である。

1968（昭和43）年4月7日に沖縄興業銀行清算実行委員会の委員長名義で、翌4月8日の株主債権者大会の開催を通知し、そこでは清算人、監査役の即時退陣要求決議を行うことが記載されている。そして6月18日の琉球新報には整理事務所代表C氏・責任者D氏と株主債権者有志一同より、翌19日に集まり、そこで①5月23日の株主総会において解任決議寸前で辞任届を提出・承認された代表清算人H氏を含む役員5人の6月20日の総会での再任を阻止し、②彼らの明言する1円対3セントでの払い戻しではなく1円対1ドルの目標を再確認し、決議したいとする。しかし、6月27日のお知らせでは代表清算人はE氏のままで、少なくとも3人の清算人の内2名は以前のままで、監査人には新しい人物がついており、必ずしも整理事務所の意図通りにはならなかったようである。一方で、当初の交換比率1

円対1セントでは、やはり債権者の理解は得られず、どの時点かで1円対3セントへと変更されたようである。

そして1968年9月25日には、整理事務所側が同日に8月22日の株主総会決議の実施遅延並びに債権支払促進に関する件を審議するとある<sup>37</sup>。これ以降に、琉球新報に沖縄興業銀行清算に関する整理事務所側のお知らせなどは見当たらない。10月9日に沖縄興業銀行清算事務所による株主債権者集会が開催されている。これまでは株主債権者集会は主に整理事務所が開催していたが、払い戻しが進み、集会も敵対的なものではなくなっていたのかもしれない。これ以降、琉球新報に沖縄興業銀行（清算事務所）の名がみえるのは、同年12月2日の不動産競売公告、翌1969（昭和44）年の土地の公売についてで、整理事務所については1969（昭和44）～1970（昭和45）年までに何度か女子経理経験者の募集がみえるのみである。

1971（昭和46）年4月3日の琉球新報には、沖縄興業銀行清算事務所からすでに普通預金・特殊預金に対し3回の支払いを終え、今後未払者への支払を確認するために4月中に証書持参の上申し出るようにとのお知らせが掲載されている<sup>38</sup>。清算事務所としては沖縄興業銀行の清算が最終段階を迎えているという意識であろうが、これは債権者の意識とは大きく乖離していた。同年4月9日の読者投稿<sup>39</sup>には、元沖縄興業銀行の整理では清算人が目まぐるしく変わり、債権者は何も知らないうちに復帰を迎えようとしているが、県保有株が多いのだから金融検査部が直接メスを入れて肅清すべきであり、債権者に明確に回答してほしいとの意見が掲載されている。ただ、これは沖縄興業銀行の整理に関しての事だけではない。

1970（昭和45）年7月26日の琉球新報に「戦前の銀行預金返せ」という読者投稿が掲載されている。投稿者は、復帰まであと2年というのに本土の戦前銀行定期預金返還の見通しが立たず、沖縄興業銀行整理事務所は本土各銀行と折衝してよい比率で返すと言っていたのに、交渉過程も進展も不明で、通帳を持っていくとそのままの額で日本円が受け取れると言われたとのことであった。整理事務所には引き受けた仕事を完了してほしいし、それは沖縄経済のためになるとの意見であった。これもまた戦前預金を持つ債権者全体の気持ちを反映したものであろう。

振り返ってみれば、どのような形で払い戻しが進むとしても、このようにかなりの不満が債権者に残ることが、沖縄興業銀行の関係者が清算を引き延ばしてきた理由であったと考えられる。もともと破綻した銀行が合併して創設された沖縄興業銀行は、多くの不良資産を抱えており、その権利関係なども複雑なものが多かったであろう。その意味では、読者投稿にもあったように、行政府が強権的に行う必要があったかもしれない。しかし、米国施政下にある沖

縄県にとって、戦前地元銀行の整理や預金の回復の優先順位は高いものとは言えない。その中で、金融関係者が主体になることのないまま、債権者の強い要望と、一方でそれを十分に反映しているとは言い難い整理事務所や清算事務所の下で、十全とは言えない清算や払い戻しが行われていったことが、最終的に債権者の納得を得られないままの沖縄興業銀行の清算につながったのだと考えられる。

## 6. 沖縄興業銀行精算と戦後沖縄経済

前稿では、解散決議以降に清算はある程度円滑に進んだのではないかとの見通しを示した。しかし本稿で検討してきたように、解散決議以降の沖縄興業銀行の清算過程は予想を超えて複雑かつ困難なものであった。そして沖縄興業銀行の整理運動のはじまりからして、協議会＝整理事務所以前に期成会による動きがあり、対立が存在した。

その後も沖縄興業銀行の清算過程は、多くの対立を生じさせ、それが効率的な処理の進展を阻んでいる。もちろん現実的には、整理事務所も清算事務所も、株主・債権者に支持されるような見通しや計画を提示しなければ、清算事業の主導権を握れない。よって債権者や一般株主に都合のいい話ばかりが出てきて、それが株主・債権者の期待をより大きくするように働くが、現実がそれに追いつかないという状態が続いたと考えられる。

実際、一度は沖縄興業銀行の清算からは手を引いたようにみえ、本土銀行・保険会社の払戻しを進めようとした整理事務所も、清算事務所の払戻し金額などに反発して、事務所を継続させる（というより交換比率が悪すぎて、次の日本勧業銀行の払い戻し運動にも差し支えたのかもしれない）。しかし、読者投稿によれば整理事務所は、本土銀行の戦前預金について戦前1円対現在の1円で受け取れますと回答したとされる。しかし、インフレにより大きく目減りした円をそのまま受け取れたところで、戦前の預金を真の意味で回復したことにはならず、また整理事務所として本土の金融機関などと交渉した成果があるとは言えないと考えられる。結局のところ、整理事務所も様々な目論見が外れて、本土銀行・保険会社の払戻しでは利益が見込めなかったのであろう。

沖縄興業銀行の払戻しは1968年の整理事務所側の反応などをみる限りは、1ドル対3セントを基準に進められたと考えられる。これは翌1969年に妥結した戦前郵便貯金の払い戻し額と同じであり、少なくとも当局などの側からすれば妥当な金額であったといえるかもしれない<sup>40</sup>。ただし、郵便貯金の場合は、見舞金4億1,400万円の琉球政府への交付、貯金保険会館の設置（総額5億円、琉球政府へ無償貸与）、債権者へ住宅資金を財政投融资資金から30億

円・3年間の融資と多くの沖縄県・預金者への恩恵があった<sup>41</sup>。実際、清算事務所側の提示する交換比率で理解を得ることは難しく、ましてや事務費用に多くの金額をとられるという状況では、債権者の理解を得るのは困難であった。

協議会＝整理事務所関係者も清算事務所側関係者も、この沖縄興業銀行の清算事業からいくらかの利益を得ることを期待していたであろう。自身が株主、債権者として得られる利益はもちろん、その事務手続きや交渉などを行う事による手数料などの金銭的利益、そして清算を進めることで得られる社会的評価なども重要であったと考えられる。しかしながら、清算を進めるための金銭的な背景は基本的に不動産しかなく、戦後20年以上を経て、その権利関係を明確にしながら金銭化することは、一見すると復興の中で価値が上昇して容易なように見えても、実際は解決できない多くの問題を含んでいたと考えられる。

1968年の読者投稿などの数値を信じれば、不動産売却で得た額が26万8,300ドルで、日本円にして9,658万8,000円、払い戻し対象の戦前預金が1,011万1,391円であるとすれば戦前1円対約9.6円となる。これは債権者が希望する戦前1円対1ドル（360円）からは程遠い数値で、それも事務経費などは計算していない。金額としては戦前1円対3セントにかなり近い数値で、不動産の処理を上手く進めれば実現可能な範囲であったであろう。交換比率1円対1ドルは戦前郵便貯金においても目標とされた数字であって、預金者にとっては分かりやすく、納得できる数字であったのだろう。

多くの対立を生じながら進んだ清算事業であったが、本土復帰を目前にして債権者の多くは新聞の投稿者のように不満を持ちつつも、基本的にはあきらめていったものと思われる。実際に1971年8月15日の金ドル交換停止（ニクソン・ショック）によりドル価値は低下し、沖縄の本土復帰（1972年5月15日）での法定交換レートは1ドル＝305円となり、15%ほど沖縄の人々のドル資産は目減りすることになった。このような大きな歴史的転換の中で、また人々が日々の生活に追われることで、戦前預金払い戻し問題は重要性を低下させていったと考えられる。

以上のような経緯で、前稿のように沖縄県の本土復帰後も沖縄興業銀行の登記は閉鎖されず、清算人も次々変わり、近年に至るまで形式的には会社が存在する状態が続いたと考えられる。やはりどこかの時点で行政府が介入し、単に債権者への払戻しのみを目的とするのではなく、債権債務関係を整理し、今後の問題を残さない形で処理することを目指すべきであったと考えられる。しかし、一方で米国民政府や琉球政府にしてみれば、戦前の一企業の処理に手間をかける理由がないというのが本音であろう。とはいえ、このような沖縄興業銀行の戦前からの顛末が、沖縄県

における金融機関のあり方に何らかの示唆を与えてくれるのではないだろうか。

以上、沖縄興業銀行の戦後清算の詳細な流れについて検討してきた。一応の到達点であると考えられた沖縄興業銀行の解散は、実際は預金の払戻しという最も困難な問題の入り口であった。そしてそれを円滑に進められず、何度も対立や混乱を生じたことが、全体として清算事業の遂行を難しくしていったと考えられる。不動産処分に依存した預金などの払戻しは、思ったように進まず、またその整理自体も曖昧で、現在にまで沖縄興業銀行の抵当権が存在するなどの負の財産が残されたのである<sup>42</sup>。

## おわりに

本稿では、戦後の沖縄興業銀行の清算の流れについて、新聞記事などを手掛かりに前稿よりもより詳細に追究してきた。この清算には、一般株主・債権者、期成会、協議会＝整理事務所、旧沖縄興業銀行の元役員・行員、司法・行政、それらの付託を受けた代行取締役（弁護士）などが関わり、それらが協力したり、対立したりしながら清算が進んでいった。解散決議によってそれらの対立は一応の解決をみたと思われたが、それ以降も、再び対立が生じ、債権者が納得するものにならないまま清算は終わりを迎えたようにみえる。

預金者の多くにとって、とにかく自らのお金が返ってくることが第一であって、それを果たしてくれるのであれば、主体は誰であろうとかまわなかったであろう。一方で旧取締役・行員などの人々にとっては、現在の経済関係などに大きく影響することがないように清算が終わって欲しかっただろうし、それは行政当局も同じであったと考えられる。そのような中で株主や債権者の人々がいくつかの団体を立ち上げ、そこから利益を得ようとした。

しかし、もともと破綻した3銀行の合併で成立し、その後も経営がふるわなかった沖縄興業銀行が、それも戦後20年を経て、債権者や株主を十分に納得させるだけの払戻しを行うことができたかといえ、かなりの困難を伴うものであったと考えられる。戦後のインフレーション、1958年のB円からドルへ法定通貨の切替えを経て、それも解散決議以降は、本土の復帰も見えてくる中での払い戻しの過程は困難なものであったと考えられる。結局のところ本土復帰に向かう中で清算事業は終わりを迎え、1973年8月7日の琉球新報には1965年8月7日の出来事として戦前の沖縄興業銀行が解散した日として振り返られている。少なくとも2年前までは沖縄興業銀行の清算手続きがまだ行われていたことを考えると、多くの人々にとって本土復帰という大きな節目を超えて、戦前銀行の払戻し問題

は一気に過去のものになったようにみえる。しかし、前稿でも書いたように、戦前の地元資本3行の破綻から沖縄興業銀行の設立、そしてこの戦後の清算過程の混乱は、単に当時の経済環境や米国施政下の問題としてだけではなく、その根底にある沖縄の島嶼地域として抱える問題なども明らかにしていくことが重要であると考えられる。

以上、旧沖縄興業銀行の清算について前稿と合わせて、かなりの部分まで明らかにできたと考えられる。しかし、その清算事業の実態については、内部の資料などがなければ明らかに出来ない部分も多く、今後も新たな資料などの探究に努めていく。そして本稿で行ったような人的側面からの調査・検討は、制度的には大きく分断されている戦前と戦後米国統治下の連続性を明らかにすることにもつながり、より多くの事実を知る手掛かりとなるかもしれない。ただし、ここでは紙幅の関係もあり可能性を述べるにとどめて、これらについては次稿以降の課題としたい。

## 後注

- <sup>1</sup> 本稿の作成に当たって琉球大学附属図書館、沖縄公文書館、沖縄県立図書館、高岡法科大学図書館、金沢星稜大学図書館に多大なご協力を賜りました事を深く感謝申し上げます。
- <sup>2</sup> 県内資本三銀行の破綻に至るまでの経営状態については金岡(2025)、241～244ページ参照。
- <sup>3</sup> 詳細については金岡(2025)、244～246ページ参照。
- <sup>4</sup> 琉球新報社会部編(1986)、242～246ページ参照。この証言者は、後述の沖縄興業銀行の清算において旧経営側の中心人物として訴えを起こした元監査役と距離の近い人物として、質問状にも名前が出ていた人物である。
- <sup>5</sup> 金岡(2023)、28～33ページ参照。これは1902(明治35)年のデータではあるが、郵便局の設置状況や規模などから利用者に軍人や公務員が多い傾向は、昭和期も続いていたものと考えられる。
- <sup>6</sup> 金岡(2024)、35～38ページ参照。
- <sup>7</sup> 戦中の沖縄興業銀行の動向については、金岡(2025)、250～251ページを参照。
- <sup>8</sup> 琉球銀行調査部編(1984)、34ページ参照。
- <sup>9</sup> 『琉球新報』(夕刊)1957年6月5日号(2面)。
- <sup>10</sup> 『琉球新報』1960年10月13日号参照(2面)。
- <sup>11</sup> 『琉球新報』1960年10月16日号(7面)参照。
- <sup>12</sup> 『琉球新報』1961年3月15日号(7面)参照。ここでは誤植であろうか組織名が「沖縄興業銀行促進協議会」となっている。
- <sup>13</sup> 『琉球新報』1962(昭和37)年1月6日号(7面)掲載の関係者葬儀についての告知でも「沖縄興業銀行清算促進協議会事務所」と表記されており、後述の南和無尽株式会社債権者への告知でも同じであった。
- <sup>14</sup> 『琉球新報』1963(昭和38)年10月5日号夕刊(3面)及び同年10月6日号(2面)参照。
- <sup>15</sup> 整理事務所側の表記は時期によって①「沖縄興業銀行整理事

務所」、②「旧沖縄興業銀行整理事務所」、③「株式会社沖縄興業銀行整理事務所」と表記が微妙に異なるが、回復登記後に正式に沖縄興業銀行の整理を担当することを示す意味で①を、仮処分後はいくらかトーンダウンして②を、そして明らかに当局と対立すると正当性を示す意味で③を使用していると考えられる。

- <sup>16</sup> 『沖縄タイムス』1964(昭和39)年1月6日号には同日の株主債権者大会開催の通知も掲載されている。
- <sup>17</sup> 整理事務所による声明文と公開質問状については米国民政府も注目しており、記事とその翻訳文が沖縄公文書館のUSCAR文章に含まれている。
- <sup>18</sup> G氏は戦前横浜正金銀行に勤務していた人物であり、戦後は沖縄の企業の取締役なども務めているが、直接的にはどのようにこの問題に関係していたのか不明である。
- <sup>19</sup> 沖縄公文書館軍籍及び琉球政府文書から確認。
- <sup>20</sup> 『琉球新報』1964(昭和39)年1月28日号(7面)、同(夕刊、3面)、同年1月29日号(7面)参照。
- <sup>21</sup> 『琉球新報』1964(昭和39)年4月13日号(7面)、同年4月14日号(7面)参照。
- <sup>22</sup> 『琉球新報』1964(昭和39)年7月8日号(7面)、同年7月9日号(3面)参照。
- <sup>23</sup> 『琉球新報』1965(昭和40)年6月22日号(4面)参照。
- <sup>24</sup> 金岡(2025)、257ページ参照。
- <sup>25</sup> 『琉球新報』1965(昭和40)年8月8日号(2面)、また金岡(2025)、257～258ページ参照。
- <sup>26</sup> 縮刷版の場合は他資料の日付などから前後の紙面を調べる必要があるが、「琉球新報アーカイブ」によりある程度まで関連ワードで絞り込んで記事・広告を検索することが可能となった。ただし、すでに見つけている記事が検索で出てこない場合もあり、検索語の適切さの問題も含めて、完全に記事を網羅できていないと考えられる。
- <sup>27</sup> 『琉球新報』1965(昭和40)年10月3日号(11面)、『沖縄タイムス』1965(昭和40)年10月3日号(2面)。
- <sup>28</sup> 沖縄県公文書館「南方同胞援護会援護関係資料」(1962～66年)。
- <sup>29</sup> 『琉球新報』1966(昭和41)年1月10日号(7面)、3月6日号(11面)、4月9日号(7面)、6月25日号(7面)など参照。
- <sup>30</sup> 『琉球新報』1967(昭和42)年1月31日号(7面)参照。
- <sup>31</sup> 『琉球新報』1967(昭和42)年3月14日号(2面)参照。
- <sup>32</sup> 『琉球新報』1967(昭和42)年7月21日号(11面)参照。
- <sup>33</sup> 『琉球新報』1968(昭和43)年1月14日号(2面)参照。
- <sup>34</sup> 『琉球新報』1968(昭和43)年1月24日号(7面)参照。
- <sup>35</sup> 『琉球新報』1968(昭和43)年1月25日号(3面)参照。
- <sup>36</sup> 『琉球新報』1968(昭和43)年1月27日号(2面)参照。
- <sup>37</sup> 『琉球新報』1968(昭和43)年9月25日号(7面)参照。
- <sup>38</sup> 『琉球新報』1971(昭和46)年4月3日号(3面)参照。
- <sup>39</sup> 『琉球新報』1971(昭和46)年4月9日号(4面)参照。
- <sup>40</sup> 戦前郵便貯金の払い戻しにおいても1円＝1ドルがひとつの目標とされてきたが、これが多くの債権者にとって不満の残るものであり、本土復帰を目前に控えたことによる仕方なしでの合意であったことが、当時の新聞記事からうかがわれる(『沖縄タイムス』1969年1月16日号1面社説、同年11月16日号夕刊「戦前郵便貯金 住宅資金残し解決 現金支払いは一円対三セント」)。
- <sup>41</sup> 戦前郵便貯金の沖縄県での払い戻しについては、金岡(2024)、41～44ページを参照。

<sup>42</sup> 本文にもあるように、銀行の清算において不動産を払い戻しのために現金化することを優先し、一定程度時間をかけて本来の意味で銀行資産・負債を整理するという姿勢をとらなかったことが問題であると考えられる。現在にまで残る沖縄興業銀行の抵当権などについては辻(2022)を参照。

## 参考文献

- 沖縄興信所(1962)『琉球紳士録（一九六二年版）』沖縄興信所。  
 ——(1965)『琉球紳士録（一九六五年版）』沖縄興信所。  
 沖縄タイムス社編(1966)『沖縄年鑑：1966年度』沖縄タイムス社。  
 太田朝敷(1932)『沖縄県政五十年』おきなわ社。  
 金岡克文(2020)「戦前の沖縄県における地域銀行体制の変遷」、『高岡法科大学紀要』第31号，97～132ページ。  
 ——(2021)「明治・大正期の沖縄庶民金融の検討」、『高岡法科大学紀要』第32号，165～189ページ。  
 ——(2022)「戦前沖縄の庶民金融の構造」、『日本海域研究』第53号，19～39ページ。  
 ——(2023)「明治・大正期の沖縄県における郵便貯金：戦前沖縄庶民金融研究の視点から」、『高岡法科大学紀要』第34号，17～49ページ。  
 ——(2024)「戦前昭和期の沖縄県における郵便貯金」、『高岡法科大学紀要』第35号，21～47ページ。  
 ——(2025)「沖縄興業銀行と戦前沖縄県における地域銀行体制の帰結」、『高岡法科大学紀要』第36号，237～265ページ。  
 崎原久(1961)『琉球人事録』沖縄出版社。  
 瑞慶村雅史(1926)『沖縄県銀行変遷史』沖縄日之出新聞社（『那覇市史：資料編第2巻下』（1967年），281～292ページ）。  
 高嶺朝光(1937)『沖縄県人事録（昭和12年版）』沖縄朝日新聞社（復刻版，ロマン書房，1993年）。  
 田村浩(1925)『沖縄経済事情（南島叢書第1編）』，南島社（『那覇市史：資料編第2巻下』（1967年），293～305ページ）。  
 ——(1969)『琉球共産村落の研究』至言社。  
 辻千晶(2022)「休眠抵当権登記の抹消：民事裁判実務研究」、『山梨学院大学法学論集』第90号，133～168ページ。  
 那覇市企画部市史編集室(1967a)「沖縄救済関係資料」、『那覇市史：資料編2巻中の5』那覇市役所，199～323ページ。  
 ——(1967b)『那覇市史：資料編第2巻下』那覇市役所。  
 那覇市総務部市史編集室(1969)『那覇市史：資料編 第2巻中の2』那覇市役所。  
 ——(1972)『那覇市史：資料編 第2巻中の5』那覇市役所。  
 野原全勝(1974)「三銀行の破綻と金融恐慌」、『那覇市史』通史2巻，548～551ページ。  
 八一会(1992)『琉球政府金融検査庁：回顧録』八一会（元金融検査庁職員会）。  
 外間完和(2000)『キャラウェイ旋風：琉球政府金融検査部長回顧録』ひるぎ社。  
 山城善三・佐久田茂編(1983)『沖縄事始め・世相史事典：明治・大正・昭和の事件と暮らし』月刊沖縄社。  
 琉球銀行調査部編(1984)『戦後沖縄経済史』琉球銀行。  
 りゅうぎん総合研究所(2019)『琉球銀行七十年史』琉球銀行。  
 琉球新報社(1957)『一九五八年度沖縄人名辞典』琉球新報社。  
 琉球新報社会部編(1986)『昭和の沖縄』ニライ社。  
 琉球政府編(1965)『沖縄県史：第14巻資料編4雑纂1』琉球政府。  
 ——(1967)『沖縄県史：第16巻資料編6新聞集成（政治経済1）』琉球政府。  
 ——(1968)『沖縄県史：第17巻資料編7新聞集成（政治経済2）』琉球政府。  
 ——(1972)『沖縄県史：第3巻各論編2経済』琉球政府。  
 ——(1977)『沖縄県史：別巻沖縄近代史辞典』琉球政府。  
 湧上聾人編(1929)『沖縄救済論集』改造之沖縄社（1969年，琉球史料複製頒布会）。

